

審査の結果の要旨

氏名 渡辺 綱男

2002年に制定された自然再生推進法も施行から15年以上が経過し、調査・計画段階から本格的な実施段階に移り、事業の持続的な展開が課題となっている。全国の先駆けとして自然再生事業が開始された釧路湿原（約2万ha）は、環境省が「科学的データに基づく順応的管理」及び「多様な主体の参加を通じた地域連携」の観点からなる「釧路方式」を提案し、2005年策定の全体構想に基づき各種事業が開始され10年以上が経過した。

このような背景を踏まえ、本研究では以下の3目的が設定されている。

1. 国土の自然環境の変貌及び自然環境政策の展開の状況、並びに全国の自然再生事業の現状と課題を整理・分析する。
2. 釧路湿原自然再生事業を事例として、順応的管理及び地域連携の観点から10年間の事業を検証し、成果と課題を明らかにする。
3. 自然再生事業の持続的展開の方向について、計画及び技術、ガバナンス、政策の観点から総合的に考察する。

第1章では、行政資料や関連文献を用いて、国土の自然環境がどのように変貌してきたかを整理するとともに、自然環境政策の変遷をレビューし、主要な動向を整理している。

その結果、戦後50年ほどの間に、わが国の自然環境の損失が大きく進行し、特に様々なタイプの湿地の消失・劣化が著しいことが明らかとなった。自然環境政策の動向では、国立公園の制度、指定及び事業の時系列整理から、自然環境の核心部を対象に行政主導で人為を排除する保護（島状保護）に加え、能動的管理の必要性が高まってきたこと、国自らの基盤施設の整備・管理から、地域と連携して利用・管理を促進するプログラム型へと重点が移行している点を明らかにしている。

第2章では、行政資料、関連文献、環境省へのヒアリングをもとに、自然再生事業の導入経緯、法施行から事業の進展状況、5年ごとに実施される点検・レビューと自然再生基本方針改定の内容等の整理を通して、自然再生事業の現状と課題を明らかにしている。

法施行後10年時点の25の協議会の活動状況は、24の協議会で全体構想が作成され、20の協議会で36の実実施計画が作成されており、本格的な実施段階へと進捗したことが把握された。また、順応的管理についてノウハウが得られ、自然環境の回復という成果が確認される例も増えてきたと指摘している。効果的な協議会の運営、順応的管理の知見や事例の整

理・発信，地域連携による主体的・継続的な体制の確保，法定以外の事業を含めた自然再生の広域的展開が重要課題であると考察している。

第3章では，釧路湿原自然再生事業を事例として，協議会資料，協議会構成員へのヒアリング等により，10年間の事業実施状況を整理した。次にタイプの異なる3事業（森林再生，蛇行河川復元，湿原再生）を選定し，生態系タイプ毎にどのような手順で事業が進められたかを明らかにした。また，協議会への参加状況に加えて，自由な参加プロジェクトの実施状況を分析し，施策と参加のかたちの関係について考察した。

その結果，順応的管理に関して，効果的に進める具体的な手順や方法を見出している。特に，自然環境や土地履歴の評価マップにもとづく検討，再生の目標像としてリファレンスサイトの設定，が有効であると指摘している。今後は，これまでの成果を他地域でも活用することが不可欠と考察している。

地域連携に関しては，参加主体の多様化で一定の成果を得たとし，施策と参加に関し，以下の3点を明らかにしている。(1)協議会だけでなく自主的な参加の仕組みを設けることが，幅広い参加の促進に効果的である。(2)利害関係者として重要な農林業関係者は，協議会への出席に留まっている。(3)協議会とその他の枠組みを相乗的に機能させ，地域の主体的参加を促す施策を設定し，農林業や観光と自然再生を結びつける必要がある。

第4章では，自然再生事業の持続的展開の方向について，計画及び技術，ガバナンス，政策の3つの観点から総合的に考察し，課題として以下の3点をあげている。(1)順応的管理を進める計画及び技術を向上させ，知見の体系的整備を図ること。(2)協働のガバナンスについては，協議会の効果的な運営，多様で主体的な参加の場の設定，次世代の担い手育成などの方法論を確立すること。(3)政策については，広域スケールで現状や将来像を明示し，法定事業，その他施策，地域主体の取組が相まって，全体として効果を発揮するよう促すこと。

以上、本研究は、行政官であった筆者が担当し進めてきた自然環境行政，自然再生制度について，数々のデータにもとづき，全国的，経時的な視点から分析し，現状の位置づけと今後の課題を明らかにするとともに，初期段階に担当した釧路湿原自然再生事業に関して，生態系の順応的管理の側面と，多様な主体の参加・協働による地域連携の側面から，事業の進捗評価と方策・施策との関係分析を通して，新たな計画的知見を明らかにしたものである。本研究で得られた知見は，今後の自然再生に関わる政策及び事業に関する計画論の研究および実践に大きな影響を与えるものと考えられ、学問上応用上寄与するところが少なくないと判断される。よって審査委員一同は本論文が博士(農学)の学位論文として価値あるものと認めた。